

議案第 2 号

鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 1 月 24 日 提出

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」に改める。

第 2 条 鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

令和 6 年 8 月 8 日に行われた人事院勧告を踏まえ、議会議員の期末手当の支給割

合を改定したいので、本案を提出するものである。